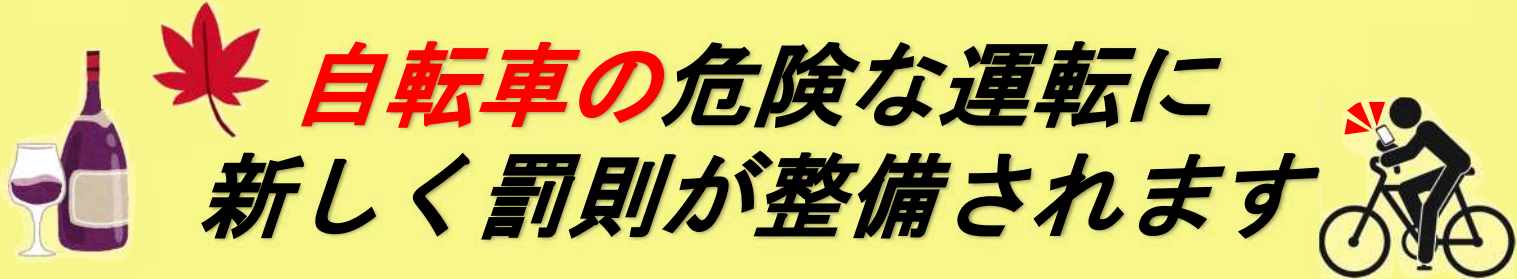


交通安全かわら版

令和6年10月
茨城県警察本部交通総務課
No. 38

～ 道路交通法の一部改正～

令和6年11月1日 道路交通法の改正



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されます



運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※自転車が停止している時を除く。



違反者は、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



酒気帯び運転及び幫助

自転車の飲酒運転は、「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、自転車の「酒気帯び運転」のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう！